

# 香川大学経済論叢編集規約

## 総則

- 第1条 香川大学経済論叢（以下本誌と称する）への執筆に関して香川大学経済学会正会員（以下正会員と称する）すべて平等である。
- 第2条 正会員は学界における本誌の地位の絶えざる向上に努め、また発行円滑化のため完全原稿・締切期限厳守に協力する。
- 第3条 編集委員は印刷事情の進展に則した本誌編集技術の形成・改善に留意し、本規約の趣旨にかなった編集慣行を確立しなければならない。

## 第一節 編集機構

- 第4条 編集委員会は3名から成り、正会員互選のもと任期1年とする。欠員が生じた時は補選するが、その場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 第5条 編集委員は本誌編集事務いっさいを、常に編集委員会の名において担当する。
- 第6条 毎年度初に定例合同編集会議を開き、当該年度本誌の編集方針・編集要領・発行方式・刊行予算全般を審議決定する。本誌発行に関し緊急の重要案件が提起された場合、臨時合同編集会議が開かれる。合同編集会議の招集権は経済学会評議員会・経済学会会長（以下会長と称する）・編集委員会にある。合同編集会議の構成員は会長・編集委員とし議長には会長が当たる。
- 合同編集会議は構成員過半の出席により成立し、決議はすべて構成員三分の二以上の多数決による。
- 第7条 編集委員会は毎年度始めおよび臨時に開かれる。各編集委員が定例・臨時編集委員会の招集権を有するほか、会長も臨時編集委員会招集権をもつ。編集委員会は編集委員過半の出席により成立し、決議はすべて多数決により、可否同数の場合は決議が成立しない。
- 編集委員会の意思決定不能の時、編集委員会は合同編集会議の招集を求め、その決定に委ねる。
- 編集委員以外の者は出席権・決議権をいっさい有しない。
- 第8条 編集委員会は、合同編集会議の決定にのみ拘束される。

## 第二節 編集手続

- 第9条 本誌への登載は各号入稿期限前に、編集委員会による採択の決定がなされることを基準とする。
- 本誌執筆資格は正会員に限り、正会員以外の者については合同編集会議の議に委ねる。
- 第10条 執筆依頼は所員全員から予め提出を求めた執筆予定表に則って行う。執筆依頼は毎発行日の4カ月前を目処に行う。ただし、登載は前条に定める編集委員会による採択決定を基準とすることから、香川大学経済論叢刊行に関する申合せ第1条に定める締切期限までに、採択決定後の最終原稿提出がない場合は、次号送りの了承があったものとみなす。
- 第11条 掲載原稿は論説、研究ノート、調査、資料、翻訳、書評、紹介及びその他とする。その他の細目は編集要領による。編集要領は定例合同編集会議が本誌発行の慣行を尊重して定める。
- 第12条 原稿は執筆依頼なくとも任意随時に提出できる。
- 第13条 本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。
- 他で審査中あるいは掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、本誌での発表を認めない。
- 第14条 編集委員は、本筋の規定を活用して本誌定期発行に最大の努力を傾けなければならない。

## 第三節 校正手続

- 第15条 執筆者は、完全原稿を提出しなければならない。初校・再校・三校は本人が行う。初校は印刷誤漏・字句

の訂正に限る。完了初校は原稿と共に提出しなければならない。再校は初校との対照、三校は再校との対照に限る。校正刷その他一切の校正に関する交渉は編集委員を通さねばならない。

第16条 校正期間は、初校7日、再校2日、三校即日とする。執筆者不在日数はこの期間に算入する。

第17条 執筆者が校正原稿に関し特別の事情による実質的変更を必要とする場合、編集委員会の議を経て本人の実費負担（例えば組版・改版料など）のうえで特例が認められる。

第18条 本誌に掲載されたすべての原稿の著作権は著者に帰属する。但し、経済学会は本誌の電子化やインターネット上での公開等ができる。

#### 附則

第19条 本規約は昭和37年1月1日（本誌35巻）より実施する。なお、本規約の改廃は経済学会評議員会の議を経なければならない。

第20条 本規約に関するいっさいの事務は経済研究所事務室が行う。

（附則）本規約は、平成8年（1996年）12月18日から施行する。

（附則）本規約は、平成14年（2002年）7月17日から施行する。

（附則）本規約は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

（附則）本規約は、令和4年（2022年）1月12日から施行する。

（附則）本規約は、令和5年（2023年）5月24日から施行する。